

大口町告示第52号

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成23年大口町告示第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「4,139円」を「4,089円」に、同条第2号中「8,139円」を「8,089円」に改める。

様式第1中「4,139円」を「 円」に、「8,139円」を「 円」に改める。

様式第4中「4,139円」を「 円」に、「8,139円」を「 円」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。